

第 2 部

アジアにおける産業廃棄物・ リサイクル政策関連情報の収集と提供

第1章 情報の収集

本事業では、アジア各国（地域）における産業廃棄物・リサイクル政策に関する情報収集を多角的に行った。アジア経済研究所での研究会の組織、海外の研究機関等への委託調査、法令の翻訳等である。

（１） アジア経済研究所での研究会

アジア経済研究所で下記のメンバーで研究会組織し、調査項目に関するすりあわせ、台湾のマニフェスト制度を調査した名古屋産業大学林敬三助教授からのヒアリング等を行った。また、文献調査、現地調査等を通じてアジア各国（地域）における産業廃棄物・リサイクル政策に関する情報の収集を行った。また、タイについては、バンコクに長期滞在している佐々木創氏に原稿委託を行った。

主査・幹事 小島道一（アジア経済研究所新領域研究センター）

内部委員 作本直行（アジア経済研究所開発研究センター）

外部委員 村上理映（北九州市立大学研究員、2006年2月よりオフィスアイリス研究員）

吉田綾 （東京大学工学系研究科博士課程）

鄭城尤 （北海道大学博士課程）

原稿委託 佐々木創（北海道大学経済学研究科博士課程、2005年6月からタイに滞在）

（２） 海外の研究機関等への委託調査

上記研究会での情報の取りまとめの参考にするため、インドネシア、タイ、フィリピンの研究機関等へ委託調査をおこなった。委託先は、下記の通りである。

インドネシア インドネシア環境法研究センター

タイ タイ環境研究所

フィリピン Cabrera, Lavadia & Associates

依頼した調査項目は、各国の産業廃棄物・リサイクルに関連した法制度、政府の関連省庁、産業廃棄物の排出者の義務、リサイクルに関するキャンペーン等である。それぞれ、英文で100ページを超える報告書を提出していただいた。

なお、タイおよびフィリピンの委託先との調整に関しては、JETRO バンコク・センター、マニラ・センターの協力をいただいた。

（３） 法令の翻訳

タイについては、工業省の省令等、英文に翻訳されていないの関連法令の英訳をおこなった。

第2章 情報の提供

収集した情報の提供については、日本貿易振興機構のウェブページを用いて行った。主な内容は、次の通りである。

(1) アジア経済研究所での研究会の成果

本報告書第1部の内容をJETRO ホームページ上に掲載した。具体的には、以下の解説をつけ、各国ごとにPDF ファイルを掲載した。

「アジアにおける産業廃棄物・リサイクル政策」

平成16年度にまとめられた産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループによる「持続可能なアジア循環型経済社会の実現へ向けて」と題する報告書では、アジア各国の廃棄物処理やリサイクルに関する各国のルール等について情報の共有化をはかることが提言されている。このような提言を踏まえ、経済産業省からの委託を受け、日本貿易振興機構は「アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業」を行った。その一環として、アジア経済研究所では研究会を組織し、アジア8カ国（地域）の産業廃棄物・リサイクル政策について、「中・長期計画および法令」、「関連省庁」、「業界団体やNGO」、「廃棄物処理・処分業者」、「マニフェスト制度」、「廃棄物の排出・リサイクルの現状」、「廃棄物・リサイクルに関するプログラム」、「廃棄物・循環資源の輸出入」についてまとめた。

日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア各国における産業廃棄物リサイクル情報提供事業報告書』（経済産業省委託、2006年）

第1部 アジアにおける産業廃棄物・リサイクル政策

第1章 韓国

第2章 中国

第3章 台湾

第4章 フィリピン

第5章 ベトナム

第6章 タイ

第7章 マレーシア

第8章 インドネシア

(2) 海外の研究機関等への委託調査の成果

英文ではあるが、インドネシア、タイ、フィリピンの委託調査結果もウェブページに掲載した。

(3) 法令の翻訳

当事業で翻訳を行ったタイの工業省の省令にくわえ、JETRO バンコク・センターで英訳をすでに行っていた省令について、ウェブページ上に掲載した。掲載した法令は、表 1、2、3 の通りである。

表 1 工場法に関する通達

通達・告示名	概要	ファイル名
The Ministerial Regulation No. 2 B.E. 2535 (1992)	工場の位置、環境条件、機械、設備、労働者、公害防止などの条件や工場操業の安全の規定	2 Ministerial Regulation No 2 BE2535
The Ministerial Regulation No. 3 B.E. 2535 (1992)	有害物質などの報告義務規定	3 Ministerial Regulation No 3 BE2535
The Ministerial Regulation No. 11 B.E. 2539 (1996)	Ministerial Regulation No. 2 B.E. 2535 (1992)に 15 条と 16 条を追加	4 Ministerial Regulation No 11 BE2539
The Notification of MOI B.E. 2547	インターネットによる有害廃棄物処理の報告方法	8 MOI Notification 2547- report via internet
The Notification of MOI B.E. 2547	非有害廃棄物処理の対象を全国へ拡大	12 MOI Notification_waste disposal (amendment) BE2547
The Notification of MOI B.E. 2545	排水・大気・廃棄物の管理者制度	16 MOI Notification 2545-Supervisor
The Notification of MOI B.E. 2545	有害廃棄物焼却炉の大気汚染の基準	17 MOI Notification 2545_ Haz. Waste Incinerator
The Notification of MOI	工場コード 105 (分別・埋立)、106 (リサイクル) の追加	18 MOI Notification- factory type 105 106
The Regulation of DIW B.E. 2528	汚染物質分析レポートの報告義務	22 DIW Regulation 2528_pollutant report 22-1 Table Annexed to DIW Regulation
The Notification of MOI B.E. 2544 (2001)	再生バッテリー工場の義務規定	10 MOI Notification_Duty of lead smelter

表 2 有害物質法に関わる通達

通達・告示名	概要	ファイル名
The Ministerial Regulation B.E. 2537	有害廃棄物の輸出入、所有の方法と義務	2 Ministerial Regulation BE2537
The Ministerial Regulation No. 2 B.E. 2537	第 2 種、3 種の有害廃棄物の輸出入、所有の方法と義務	3 Ministerial Regulation no 2 BE2537
The Notification of MOI B.E. 2543	有害廃棄物の登録	4 Ministerial Notification 2543
The Notification of MOI B.E. 2543	有害物質法の適用から免除されている DIW 認定の化学物質	5 MOI Notification 2543 chemical wastes
The Notification of MOI B.E. 2547	有害物質法の適用から免除されている DIW 認定の化学物質	6 MOI Notification 2547 exemption
The Notification of MOI B.E. 2547	有害物質のマニフェストシステム	7 MOI Notification 2547 HZW manifest system
The Notification of DIW B.E. 2546	中古家電輸入規制	8 DIW Notification 2546 _ import used EEE
Notification of DIW B.E. 2548 (under process of publication in the Royal Gazette)	DIW のネットワークシステムを通しての輸出入が認められない有害廃棄物のリスト	9 DIW Notification 2548
The Regulation of DIW B.E. 2547	DIW のネットワークシステムを通しての輸出入・所有できる有害廃棄物の基準、処理方法	10 DIW regulation 2547_ online declaration
MOI Notification : List of Haz. Sub. (No.3) B.E. 2548	有害廃棄物のリストの修正	2 MOI Notification (No.3) B.E.2548 2-1 List Kor and Khor annexed to MOI Notification (No.3) 2548
The Notification of MOI B.E. 2546	有害廃棄物の運搬方法	5 MOI Notification B.E 2546 transportation
The Notification of MOI B.E. 2547	DIW の有害廃棄物に関する発表	6 MOI Notification B.E. 2547 6-1 List annexed to MOI Notification B.E.2547
The Notification of MOI (No. 4) B.E. 2547	第 4 種の有害廃棄物の修正	7 MOI Notification (No.4) B.E. 2547
The Notification of MOI B.E. 2546	有害廃棄物のリストの修正	8 MOI Notification B.E. 2546 8-1 List Kor annexed to MOI Notification 2546 8-2 List Khor annexed to MOI Notification 2546
The Notification of MOI (No. 2) B.E. 2547	有害廃棄物のリストの修正	9 MOI Notification (No.2) B.E.2547 9-1 List Kor annexed to MOI Notification (No.2)-2547 9-2 List Khor annexed to MOI Notification (No.2)-2547

表 3 工業団地法に関わる通達

通達・告示名	概要	ファイル名
Announcement of IEAT No. 25/2547	工業団地内の廃棄物処理方法	3AnnouncementofIEATNo[1][1].25-2547

(4) 他事業、他機関の報告書の掲載

平成 15 年度に日本貿易振興機構貿易開発部およびバンコク・センターが、グリーン・エイド・プランの事業の一環として行った、「タイ国における家電製品等の廃棄及びリサイクルの現状に関する調査」について、PDF ファイルでウェブページに掲載した。この調査報告は、下記の報告書の第 2 部に掲載されているものである。

日本貿易振興機構貿易開発部『平成 15 年度 タイ・リサイクル制度導入協力プログラム報告書』2004 年 3 月。

また、インターネット上では公開されていなかった下記の 2 つの報告書については、貴重な情報を含んでいることから、電子媒体での公開を依頼した。JETRO のウェブページでの掲載、あるいは、リンクをはる予定としている。

九州経済産業局『アジア進出日系企業等資源循環対応ニーズ調査—アジアにおける日系企業の廃棄物処理リサイクルに関するニーズ調査報告書』2003 年。

月島機械株式会社『平成 16 年度 アジア産業基盤強化等事業 産業廃棄物（排出・回収・予想を含めた処理システムの構築）に関わる実態調査（ベトナム）』経済産業省委託調査。

(5) リンク集

以下のリンク集を JETRO ウェブページ上に掲載した。

また、本報告書第 1 部の各章でも、廃棄物・リサイクル関連の法令、省庁、業界団体等のウェブページを紹介している。

(ア) 経済産業省 3 R 政策

<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html>

「3 R政策を知る」のコーナーの「国際資源循環のあり方について」のページ（http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/global.html）や「資料を探す」のコーナーの調査資料のページで、アジア各国のリサイクル関連の情報が入手できる。最近の調査資料の例としては、以下のようなものがある。

循環型社会システム動向調査「中国・韓国・台湾リサイクル動向調査」
2005.3

循環型製品・システム評価研究「日中国際資源循環実態調査」2005.3

(イ) 環境省

3 R イニシアティブ

<http://www.env.go.jp/earth/3r/>

3 R イニシアティブ閣僚会合（2005 年 4 月）におけるアジアの主要国から資料が掲載されている。

特定有害廃棄物等の輸出入関連

<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>

日中環境協力情報のなかの関連資料

<http://www.env.go.jp/earth/coop/jcec/index.html>

日系企業の海外活動に当たっての環境対策

企業の廃棄物対策の取り組みについても紹介されている。

<http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/index.html>

(ウ) JICA <http://www.jica.go.jp/>

廃棄物分野の開発途上国への協力のあり方についてまとめたものとして、『開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のために - 社会全体の廃棄物管理能力の向上をめざして - 』がある。

http://www.jica.go.jp/branch/ific/jigyo/report/field/200411_01.html

産業廃棄物に関連しては、以下のような開発調査も行われている。

フィリピン国 有害廃棄物対策計画調査

タイ国 バンコク首都圏及び周辺における産業廃棄物管理マスタープラン
調査

上記の調査結果を含め、JICA でおこなった調査の報告書の多くは、JICA 図書館のサイトからダウンロードできるようになってきている。

<http://lvzopac.jica.go.jp/library/index.html>